

# 一般財団法人地球共生ゆいまーる定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人地球共生ゆいまーると称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県沖縄市に置く。

2 当法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 当法人は、地球上の人類が相互理解しあう「地球共生」の実現に向けて、沖縄の独特な歴史文化に育まれた地域特性を活かし、沖縄の発展と国際貢献の両立に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地球共生の構築に関する調査研究および実施
- (2) 沖縄、国際貢献活動および地球共生の理解につながる対外的な普及、啓発
- (3) 沖縄、日本、アジアおよび島嶼国・地域の児童・青少年の沖縄における交流および育成事業
- (4) その他、当法人の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、沖縄県において行う。

## 第3章 会計

(事業年度)

第5条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 当法人の事業計画書およびこれに伴う収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第7条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事

長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類においてはその内容を報告し、第3号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

（評議員の定数）

第8条 当法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

（選任及び解任）

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号に該当する者を選任することはできない。

（1）当法人又は関連団体の業務を執行する者又は使用人（過去に業務執行者又は使用人であったものを含む。）

（2）前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人。

3 評議員は、当法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（任期）

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第11条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額50万円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める支給基準

による。

## 第2節 評議員会

(構成)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任または解任
- (2) 理事および監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）および公益目的支出計画実施報告の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第14条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第16条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会の都度、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有

する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。  
(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2人が署名し、又は記名押印する。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

理事 5名以上9名以内

監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、もって一般法人法上の代表理事とする。

3 理事会の決議によって副理事長を1名から2名置き、専務理事及び常務理事を置くことができる。副理事長、専務理事及び常務理事を業務執行理事とする。

4 前項の業務執行理事をもって一般法人法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、各理事のいずれか1人及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより当法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める支給の基準に従って算出した額を報酬として支給することができる。

2 特別な職務を執行した理事にはその対価として報酬を支給することができる。

3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。その場合の支給基準については、評議員会の決議により定めるものとする。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、評議員会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、理事会の決議によって、外部役員等（一般法人法第198条において準用する第115条第1項の外部役員等をいう。）の前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第2節 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、4ヶ月を超える間隔で毎事業年度に2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めた場合

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

4 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

5 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

6 理事会の招集は、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面若しくは電磁的記録をもって、少なくとも7日前までに通知して行わなければならない。

7 理事及び監事全員の同意があるときは、前項の招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

8 第3項第2号および第3号の規定により請求があったときは、理事長は速やかに臨時理事会を招集しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、前条第3項第3号の規定により請求があった場合において、臨時理事会を開催したときは、出席理事の互選により議長を定める。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

3 理事会は、第33条第6項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の決議があった場合にはこの限りではない。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第24条第3項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名若しくは記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第39条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 顧問、参与

(特別顧問)

第40条 当法人に特別顧問を若干名置くことができる。

- 2 特別顧問は、沖縄の発展に寄与し、かつ国際貢献に関する知見や経験を有する者のうちから理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 特別顧問は、本財団の重要な式典において顕彰等を行うほか、理事長の要請に応じて理事会および評議員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 特別顧問は無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。
- 5 第26条第1項の規定は特別顧問に準用する。

(顧問、参与)

第41条 当法人に顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、当法人の運営につき理事長の相談に応じ、助言する。
- 4 参与は、賛助会員の中から理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 5 参与は、当法人の事業に関する意見及び助言を行う。
- 6 顧問及び参与には、前条第4項及び第5項の規定について準用する。この場合において前条の規定中の「特別顧問」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

## 第7章 事務局

(事務局)

第42条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を配置する。
- 3 事務局長は理事会の同意を得て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。



- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

## 第8章 賛助会員

第43条 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とする。

- 2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、当法人の事業活動に参加することができる。
- 3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会員に関して必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

## 第9章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。
- (合併等)

第45条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第46条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第47条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第48条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 附 則

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 当法人の最初の代表理事は、橋本晃和とする。
- 4 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。